

平成 26 年 第 2 回
茨城県南水道企業団議会
定例会会議録

(平成 26 年 8 月 6 日)

茨城県南水道企業団議会

平成26年 第2回
茨城県南水道企業団議会定例会会議録

平成26年8月6日(水) 午後1時30分 開 会

議事日程

日程第1．会議録署名議員の指名

日程第2．会期決定の件

日程第3．議案第1号 平成25年度茨城県南水道企業団水道事業会計決算の認定及び欠損金の処分について

報告第1号 平成25年度茨城県南水道企業団水道事業会計予算繰越計算書の報告について

報告第2号 平成25年度茨城県南水道企業団水道事業会計予算繰越計算書の報告について(事故繰越)

報告第3号 地方公共団体の財政健全化法に係る公営企業会計の資金不足比率に関する報告について

日程第4．一般質問

出席議員	議長	8番	椎塚俊裕	議員
		1番	五十嵐辰雄	議員
		2番	若泉昌寿	議員
		3番	沼田和利	議員
		4番	小松崎伸	議員
		5番	鈴木かずみ	議員
		6番	中根利兵衛	議員
		7番	糸賀淳	議員
		9番	伊藤悦子	議員
		10番	桜井昭洋	議員
		11番	関戸勇	議員
		12番	染谷和博	議員
		13番	佐藤隆治	議員
		14番	佐藤清	議員

欠席議員 なし

説明のための出席者

池 邊 勝 幸	企 業 長
藤 井 信 吾	副 企 業 長
遠 山 務	副 企 業 長
長 岡 一 美	副 企 業 長 代 理
石 橋 大 輔	代 表 監 査 委 員
藤 原 勘 一	事 務 所 長
小 暮 一 郎	次 長
亀 田 誠 男	次 長
細 谷 雄 一	経 営 企 画 課 長
野 中 治	会 計 課 長
天 津 俊 一	業 務 課 長
地 湧 喜 順	工 務 課 長
海 老 原 敏 夫	管 理 課 長
角 田 裕	配 水 課 長

茨城県南水道企業団議会事務局

根 本 昌 実	局 長
雑 賀 勇	係 長
杉 本 弘 樹	書 記
棟 方 章 太	書 記

平成26年第2回茨城県南水道企業団議会定例会提出議案

- 議案第 1 号 平成25年度茨城県南水道企業団水道事業会計決算の認定及び欠損金の処分について
- 報告第 1 号 平成25年度茨城県南水道企業団水道事業会計予算繰越計算書の報告について
- 報告第 2 号 平成25年度茨城県南水道企業団水道事業会計予算繰越計算書の報告について(事故繰越)
- 報告第 3 号 地方公共団体の財政健全化法に係る公営企業会計の資金不足比率に関する報告について

平成 26 年第 2 回茨城県南水道企業団議会定例会
議案質疑

議員	質疑の要旨
1 関戸 勇	<p>1 議案第 1 号について</p> <ol style="list-style-type: none">1 . 給水戸数が増え、給水量が減少した理由が取水制限に伴う節水対策とあるが、具体的な事例は2 . 行政区別の給水戸数の 5 年間の推移と、今後の見通しは3 . 有収率の向上について、どのように努力してきたか4 . 決算報告書 P 1 の営業収益 1 億 7 千万増えた要因は5 . P 22 工事費について、東京オリンピックをはじめとした公共事業による工事単価への影響。今後の推移について6 . P 38 会計収益費用明細の 4 . 業務費 修繕費の量水器修繕費とは何か
2 伊藤 悦子	<p>1 議案第 1 号について</p> <ol style="list-style-type: none">1 . 政府債利率 4.0% 以上のものの取り扱いについて2 . 平成 25 年度純損失 1,136,252,000 円について 特別損失が多額となった要因について具体的に説明を 今後、このような特別損失はないと判断できますか3 . P 38 業務費の委託料について

一 般 質 問

議 員	質 問 の 要 旨
1 関戸 勇	<p>1 水道事業危機管理マニュアルについて</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 . 平成24年に作成したマニュアルについて、職員への周知と訓練について 2 . 昨年12月に国が被害想定を見直した茨城県南部を震源とする直下型地震についてどのような検討が行われているか 3 . 予測不能な地震災害についての訓練は、県南水道企業団を構成する自治体との連携について 4 . 給水車を増やす計画は <p>2 県南水道企業団が配布した「お知らせ」について</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 . チラシの作成、配布の経費は 2 . 効果はどのように把握しているか 3 . 目的は何か
2 伊藤 悦子	<p>1 水道料金の引き下げについて</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 . ハツ場ダムの開発と水道料金への影響について 2 . 浄水費の引き下げについて 3 . 契約水量を実態にあった水量にすることについて <p>2 普及率の向上について</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 . 普及率は83.9%です。向上への取り組みについて 2 . 加入促進について
3 鈴木かずみ	<p>1 県南水道企業団の経営状況について</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 . 県全体からみて、どのような位置にあるのか 2 . 報告第3号における財政健全化法に係る公営企業会計の資金不足比率は - 76.65%で良好な状態とあるが、どう判断するか <p>2 水道料金について</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 . 料金体系のみなおしについて 2 . 水道料金使用量10m³以下の世帯数の把握と引き下げについて

午後 1時30分 開 会

椎塚俊裕 議長

ただいまから平成26年第2回茨城県南水道企業団議会定例会を開会いたします。
ただいまの出席議員数14名。定足数に達していますので、会議は成立いたします。
これから本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

椎塚俊裕 議長

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第97条の規定によって、9番 伊藤悦子議員、10番 桜井昭洋議員、両名を指名します。

日程第2 会期決定の件

椎塚俊裕 議長

日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日1日限りにいたしたいと思っております。ご異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

椎塚俊裕 議長

ご異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、本日1日限りと決定いたします。

日程第3 議案第1号及び報告第1号から報告第3号

椎塚俊裕 議長

日程第3、議案第1号及び報告第1号から報告第3号を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。池邊勝幸企業長。

<池邊勝幸 企業長 登壇>

池邊勝幸 企業長

本日は、平成26年第2回茨城県南水道企業団議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様におかれましては、ご多忙中にもかかわらずご出席を賜り、ここに開会出来得ますことを心から感謝申し上げます。

本会議に先立ちまして一言ご挨拶申し上げます。

毎日の暮らしに欠かすことのできない水道は、安全・安心でおいしい水を安定して供給することを使命としておりますが、水道事業を取り巻く環境は、少子化による人口の減少、

節水意識の高揚などにより、給水量が伸び悩む一方で、老朽化した施設の更新や耐震対策など、財政面において厳しい状況が続いております。

また、昨年、厚生労働省が発表した新水道ビジョンでは「安全」「強靱」「持続」の三つの柱を掲げており、安心でおいしい水の供給からさらなる取り組みとして、災害等に強い水道の確立、独立採算に基づく持続的な健全経営を目指すため、経営的にも非常に高度なものが求められてきております。

このような中、当企業団の平成25年度決算においては当年度純損失となりましたが、監査委員の審査意見書にありますとおり、平成26年度からの新たな公営企業会計制度に向けた取り組みとして、全ての固定資産を整理、精査した結果であるとともに、新たな会計基準で再スタートをするための準備であることを議員の皆様にご理解賜りたくお願い申し上げます。

本定例会に上程いたしました案件は、議案1件、報告3件の計4件であります。

それでは、各案件の概要を説明いたします。

議案第1号は、平成25年度茨城県南水道企業団水道事業会計決算の認定及び欠損金の処分についてであります。

初めに、業務の決算概要について申し上げます。

給水戸数は10万7戸となり、前年度末より1,677戸の増となりました。給水人口は24万2,996人で、普及率は83.9%となっております。

年間総給水量については2,601万7,038立方メートルで、前年度より29万5,813立方メートルの減となりました。減少の要因については、平成25年7月24日から実施された利根川水系の取水制限に伴った節水対策等によるものが挙げられます。また、有収率につきましては89.1%で、前年度から1.7%増となっております。

次に、財務の決算状況について申し上げます。

まず、損益勘定における収支の状況であります。水道事業の総収益は税込額で61億129万1,742円、総費用については税込額で72億553万742円となり、税抜きでの損益は11億3,625万1,690円の純損失となりました。純損失の主な要因は、平成26年度より新たな地方公営企業会計制度が施行されているが、この制度の移行前に固定資産台帳を整理、見直しを行ったことによるものであります。また、損益収支における当年度未処理欠損金については、欠損金処理計算書のとおり、翌年度繰越欠損金とするものであります。

続きまして、資本的収支勘定の決算概要についてであります。

収入は2,163万9,200円、支出については9億3,626万3,044円となっております。したがって、収入額は支出額に対し9億1,462万3,844円が不足いたしましたので、その補てん財源といたしましては、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額が3,031万4,738円、過年度分損益勘定留保資金が8億7,790万6,434円、減債積立金が681万2,172円となっております。

次に、報告第1号は、平成25年度茨城県南水道企業団水道事業会計予算繰越計算書についてであります。

本件は、建設改良費の予算のうち、配水管布設工事等12件で2億688万9,540円を地方公営企業法第26条第1項の規定により翌年度に繰り越しをしたため、同法第26条第3項の規定により報告するものであります。

次に、報告第2号は、平成25年度茨城県南水道企業団水道事業会計予算繰越計算書事故繰越についてであります。

本件は、昨年度に地方公営企業法第26条第1項の規定により繰り越した配水管布設工事のうち1件2,815万500円を、地方公営企業法第26条第2項ただし書きの規定による事故繰越となったため、同法第26条第3項の規定により報告をするものであります。

次に、報告第3号は、地方公共団体の財政健全化法に係る公営企業会計の資金不足比率に関する報告についてであります。

本件は、財政健全化法第22条第1項の規定に基づき、平成25年度茨城県南水道企業団資金不足比率及びその算定の基礎となる事項について、監査委員の意見書を付して報告するものであります。

以上が、本定例会に上程いたしました各案件の概要であります。

審議の上、適切なる議決を賜りますようお願い申し上げます。

椎塚俊裕 議長

以上で提案理由の説明が終わりました。

ここで、議案第1号 平成25年度茨城県南水道企業団水道事業会計決算について、監査委員から審査の結果報告を求めます。

石橋大輔代表監査委員。

<石橋大輔 代表監査委員 登壇>

石橋大輔 監査委員

平成26年3月より監査委員に就任いたしました税理士の石橋大輔と申します。よろしくお願いたします。

平成26年6月5日、県南水道企業団会議室におきまして平成25年度決算審査を実施いたしました。

審査の結果、審査に付された決算諸表は、水道事業の経営成績及び財政状況をおおむね適正に表示しているものと認めます。

本年度は約11億という多額の当年度純損失を計上することになりましたが、これは新たな地方公営企業会計制度が施行されたことによりまして、過年度の固定資産関係の修正及び是正があったということが主な要因でございます。この特殊要因を除けば、経営の効率性を示す指標であります経常収支比率、営業収支比率ともに前年比較で改善しておりますし、財政状況につきましても、当座比率、流動比率ともに大きく上昇し、短期債務に対す

る支払い能力が確保されるようになってきております。

地方経済は、まだまだ厳しい状況が続く中でございます。当企業団におきましても、老朽化した施設の更新や耐震対策など課題も多く残っております。今後とも当企業団水道事業の安定経営が持続できますよう、引き続き経営の効率性の向上に努めるようにしていただきたいと思いますと考えております。

以上でございます。

椎塚俊裕 議長

ここで、着席のまま暫時休憩いたします。石橋監査委員所用のため退席をいたします。

休 憩 午後1時42分

再 開 午後1時43分

椎塚俊裕 議長

会議を再開いたします。

これから質疑を行います。

通告の順番に発言を許します。

11番、関戸勇議員。

< 11番、関戸勇 議員 登壇 >

11番（関戸勇 議員）

日本共産党関戸です。通告に従い、議案について何点かの質問をさせていただきたいと思っております。

まずは、議案説明の中で、給水戸数が1,677戸増えたが給水量は減少したとあります。その理由について取水制限に伴う節水対策によるものとありますが、近年、洗濯機を初めとして水を使用する機器について、水資源の有効活用からも節水機能が一段と向上していると思っております。こういう点で、取水制限に伴うものとする点で、いま少し具体的に説明していただければと思っております。

節水に関連して、貴重な水を大切に使うことは大変重要です。各地の消費者団体でも、水道を含め水について消費者の立場から啓発活動などに取り組んでいます。こうした視点で見たとき、この10年でどの程度の節水が進んできたか。

2番目には、家庭で使う水道使用量の変化という点での影響が決算上は出ていないんだろうかという点についてお聞きしたいと思います。

給水量が増えたとありますが、ひたち野うしくや取手市のゆめみ野地区での住宅建設に伴い増えているのでしょうか。消費税の増税などとも関連もあって、消費税増税前の住宅建設というようなことが、影響があるのでしょうか。この点が三つ目の質問であります。

平成15年からの10年で見ても、給水戸数が行政区別ではどのように変化しているか、この点もお示しいただければと思います。また、今後の推移をどのように見ているか、あわせてお聞きしたいと思います。

次に、有収率についてお聞きします。

有収率98.1%です。有収率は、実際に給水をしてお金をもらう、もらえなかった分、これがどれだけ少なくなるかによって有収率の向上になるわけですけれども、この向上に向けさまざまな努力をされていると思いますが、98.1%の残りおよそ11.9%が、お金が取れなかった分というふうになると思います。その内訳についてご説明をいただきたいと思います。

新たな宅地開発地域で水道施設を行い、住宅が建ち、水道を使用する場合なども含めて、滞留した水を放水するということがあります。7番目には、こうした場合などは、水質の変化などを見ながら放水するのでしょうか。つまり、放水する水の量、質の問題から見て少なくて済めば配水量が減るわけですから、こうした点から、どういう状況を見ながら放水しているのかということをお聞きするものであります。

有収率を向上させるための今後の対策などについてご説明いただきたいと思います。

なお、有収率については、水道ビジョンなどを見ても取手市が大変有収率が低い数字でずっとこの間推移をしています。そういう点では、これはなぜなのかということも含めてお聞かせいただきたいと思います。

決算報告書のページ、1ページの営業収益が1億7,000万増えています。その要因は何ですかという点が9点目の質問になります。

ページ、22ページの工事費について、東京オリンピックとの関連もあり、今後、公共工事の単価への影響などはこの間どの程度あったのか、また、今後の影響をどのように見ているのか、あわせてお聞かせいただきたいと存じます。

最後に、ページ、38ページ、会計収益費用明細の4 業務費 修繕費の量水器修繕費には量水器の交換費用も含まれていると思いますが、量水器に関連して水道利用者、お客様からの問い合わせでいただいたデータによりますと、メーターからの漏水についての問い合わせが平成24年度で見ても260件、ほかの項目と比べると大変多いという数字が出ています。担当課としてはどのように捉えているか、この量水器との関連でお答えいただきたいと思います。

1回目の質問を終わります。

椎塚俊裕 議長

答弁を求めます。藤原勘一事務所長。

< 藤原勘一 事務所長 登壇 >

藤原勘一 事務所長

関戸議員のご質問にお答えいたします。

議案第1号、平成25年度決算において給水戸数は増えているのに給水量が減少した理由が取水制限に伴う節水対策とあるが具体的な事例はとのご質問であります。平成25年度決算では、給水戸数は10万7戸で前年度比1,677戸の増に対し、年間総給水量は2,601万7,038立方メートルで前年度に比較して29万5,813立方メートルの減となりました。

その大きな要因の一つに、平成25年7月24日から9月18日までの期間、利根川水系において10%の取水制限が実施されたことに伴い、同期間中、企業団のホームページや構成市町の防災無線での節水の呼びかけをしたことが挙げられます。この取水制限期間の給水量は、前年の同期間と比較して29万8,824立方メートルの減となっております。

また、近年の節水意識の浸透や節水器具の普及、企業の操業規模縮小や地下水利用等の影響により水需要が減少傾向にあることも要因の一つと考えております。

過去10年間の有収水量全体から見た1人1日平均使用水量は、平成16年度の270リットルから少しずつ減少し、平成25年度決算では261リットルとなっております。

また、生活用水だけで見えますと、平成16年度の233リットル、これを前後しながらしばらく平均しておりましたが、震災以後減少し、平成25年度決算では230リットルとなっております。

次に、家庭で使う水道使用量の変化という点で影響が決算上は出ていないのかというご質問であります。平成25年度決算では、年間総給水量は減少したものの給水戸数は1,677戸増えており、1日最大給水量も2,098立方メートルの増、有収率も1.7ポイントの伸び、さらには、給水収益においても647万9,930円の増となっており、浄水費が削減され、水道料金になった水量は増えているということになります。

この要因は、前年度と比較して漏水件数が42件減ったことが挙げられます。日々のパトロールや住民からの通報等により漏水が発見された場合は、漏水当番の工事事業者に連絡をとり、速やかな復旧を心がけております。

また、漏水の多い場所や漏水の原因である鉛給水管や石綿セメント管の布設替えを実施していくとともに、漏水しにくい材質の材料を使用していくことで漏水を未然に防ぎ、修繕費の縮減及び有収率の向上を図ってまいりたいと考えております。

次に、給水戸数が増えたのは消費税の増税との関連もあるのではとのご質問ですが、ご推察のとおり、平成26年4月からの消費税の増税前に住宅を建築しようとする方が増え、それに伴い、ひたち野うしくや取手市のゆめみ野団地を初めとする給水の申し込みの駆け込み需要があったものと考えます。

次に、行政区別の給水戸数の10年間の推移と今後の見通しについてであります。平成16年度から平成25年度までの10年間で、龍ヶ崎市につきましては4,560戸の増、牛久市は7,170戸の増、取手市は4,800戸の増、利根町が300戸の増であります。

次に、今後の見通しについてであります。県南地域がベットタウンという地域性を加味しますと、給水人口は平成37年をピークに減少すると予測をされておりますが、給水戸

数については若干の伸びを見込んでおります。

次に、有収率の向上についてどのように努力してきたかのご質問であります。有収率89.1%、先ほど関戸議員のご質問の中で98.1%とありましたが、有収率89.1%に対して残りの11%の内訳についてであります。漏水によるものが約8%で、水質管理や新規に布設した際の管洗浄、また、火災等で使用した水量が約3%であります。

次に、水質管理に伴う放水についてであります。水道法施行規則第17条で、給水栓における水が遊離残留塩素を0.1ミリグラムパーリットル以上保持するように塩素消毒をすることとなっておりますので、各地区の末端において残留塩素測定及び放流作業等で水質管理を実施しております。

次に、有収率を向上させるための今後の対策についてであります。今後も、先ほど申し上げましたように、日々のパトロールを実施し、早期発見、早期修理に努めるとともに、漏水の多い場所や漏水の原因である鉛給水管、老朽管については耐震管への布設替えを実施していきたいと考えております。

また、漏水しにくい材料、材質を使用して漏水を未然に防ぐことで有収率の向上を図っていききたいと考えております。

水質管理のための末端地区の放水についても、管網整備をすることで水質管理のための放水を少しでも減らしていきたいと考えております。

次に、決算報告書の営業収益が予算に対して1億7,000万円増えた要因についてとありますが、営業収益中、給水収益が513万9,000円の増、受託工事収益が178万2,000円の増、その他営業収益が1億6,203万1,000円の増となっております。

その他営業収益が予算見込みを大きく上回ったその要因でございますが、加入金と給水工事申請手数料の収入増でございます。加入金の予算額2億7,648万1,000に対し、決算額が4億2,850万円で1億5,201万9,000円の増となり、給水工事申請手数料の予算額が980万6,000円に対し、決算額が2,308万3,000円で1,327万7,000円の増となったものです。

加入金、申請手数料が見込みを大幅に上回った理由については、新規の住宅等の申し込みが増えたもので、いわば消費税増税前の駆け込み需要と分析しております。

次に、工事費について、東京オリンピックを初めとした公共工事による工事単価への影響、今後の推移についてであります。平成24年度と比較しますと平成25年度は、労務費が約12%上昇しております。しかし、材料費についてはほとんど変動がございませんでした。今後、東京オリンピックや震災関連等の工事の増加によって労務費、材料費などが上昇すると思われるので、当企業団発注の工事価格についても影響が出てくるものと思われます。

次に、業務費、修繕費の量水器修繕費でございますが、平成25年度量水器修繕費は、メーターの改造で1万32個、金額は1,123万850円で修繕費の約95%になります。

量水器の交換費用については、これは業務費の修繕費ではなく委託料になります。平成

25年度は1万6,677件で、金額が2,798万9,115円となっております。

次に、メーターからの漏水の問い合わせ24年度で260件については、全てがメーターからの漏水ではなく、メーターを通過した宅地内の漏水の疑いのある全ての問い合わせの件数であります。

今後については、メーター交換時の漏水を減らすためにも、量水器交換業者に対しまして指導教育に努めてまいりたいと考えております。

以上であります。

椎塚俊裕 議長

答弁が終わりました。11番、関戸勇議員。

< 11番、関戸勇 議員 登壇 >

11番(関戸勇 議員)

関戸です。2回目の質問をさせていただきます。

先ほど1回目の質問の中で、有収率の問題で取手の有収率が平成14年からビジョンで見てもずっと低い80%台、85%を切るときもありますけれども、ほかの行政に比べて低いという数字でずっと推移をしています。そういう意味では、この原因は何なのかというのを関連してお聞きしたいというふうに思っています。

それで、私もいろいろ調べているんですけども、例えば取手市にある戸頭団地とか、また、マンション、これは全体的にあると思うんですが、高い建物では受水槽があって、そこに1回、県南水道の水を入れて、そこからポンプアップをして各戸に送っているということであります。それで、料金は、あくまでも各戸の量水器によって計算をされてお金をいただいているという関係になっています。

そういう点では、受水槽が多ければ多いほど、この受水槽の清掃などにかかわって水が出ているのではないかということ推察するのですが、ご存じのように受水槽に入るまで、受水槽の入り口にたとえ量水器があっても、それで料金をいただいているわけではなくて、あくまでも個別の住宅の玄関とかそういうところにある量水器からお金をいただいている、検針をしているということで、この差があるのではないかというふうに思うのであります。この点で、実際に受水槽の件数が平成23年度で985カ所、既にもうあると。もちろん、この受水槽が全てポンプアップ式でないものもあるのかもしれませんが、いずれにしても、こういう数字になっているという点で、こうした受水槽の清掃などの際に水を抜くとかいうことがあるのではないかと。そういう点で、取手市が低いのはなぜかということと、この受水槽の清掃にかかわってどのくらい水が抜かれているのかというのがあればお聞きしたいというふうに思います。

2回目の質問です。

椎塚俊裕 議長

答弁を求めます。海老原敏夫管理課長。

<海老原敏夫 管理課長 登壇>

海老原敏夫 管理課長

関戸議員の取手市の有収率が低いとの質問にお答えします。

まず、漏水についてであります。取手市は21年度から25年度までの過去5年間で見ますと漏水の率が40%から62%と、ほかの地区より非常に多いわけです。その影響もあると考えております。

ちょっと受水槽については把握していないので、ほかの方から答弁してもらいたいと思います。

以上です。

椎塚俊裕 議長

小暮一郎次長。

<小暮一郎 次長 登壇>

小暮一郎 次長

小暮です。関戸議員の取手市の有収水量が低いとのご質問にお答えします。

マンションの受水槽の清掃についてということなんですが、ほとんどのマンションは二層式が多いため片方ずつ清掃しますので、水がある程度減ってから清掃しますので、有収率にはほとんど影響ないと考えております。

以上でございます。

椎塚俊裕 議長

答弁が終わりました。11番、関戸勇議員。

<11番、関戸勇 議員 登壇>

11番(関戸勇 議員)

3回目になります。

今、マンションとか受水槽のところの問題についてはお聞きしました。私も、いろいろ調べております。どのぐらいの水を抜いた段階で清掃するのかと、そういう意味では、受水槽が大きければ例えば50センチ残っていても相当大きな水量になります。そういう意味では、さらに私もよく調べてみたいというふうに思っています。

取手市がやっぱり一番マンションが多いのかなというふうに思っていて、そういう点からも質問したんですが、そういう意味では、もう少しデータをしっかり見て、さらにいろいろ考えていきたいというふうに思っていますが、水道ビジョンでは平成33年で有収率92%というのを目標にしています。県南水道の企業会計からいけば、この有収率を上げることが非常に財政的には、経営的には非常に重要な問題だというふうに思っています。全国のさまざまな水道局、あるいはこうした広域の行政などを見てもいろいろな差がありますけれども、95%近いところもありますし、また、9割切っているところもあります。そういう意味では、この有収率を上げるというのが大変大事だというふうに思っております。

す。そういう点で、ビジョンで92%、平成33年という目標なんですが、ぜひ93%、さらに1ポイント上げて目指していただきたいと思います、いかがでしょうか。

また、後日で結構ですから、平成15年から25年までの10年間の月ごとの有収率を資料としていただければ、さらに深めて検討できるのかなというように思っております。よろしくお願ひしたいと思います。

椎塚俊裕 議長

答弁を求めます。藤原勘一事務所長。

< 藤原勘一 事務所長 登壇 >

藤原勘一 事務所長

関戸議員の3回目のご質問にお答えいたします。

先ほど管理課長のほうで答弁いたしました取手は確かに漏水の率がパーセントが高いと、これは配水量から算出したものでありまして、実際、表に出ている、発見できない漏水、地下埋で流れちゃっているそういう漏水が旧藤代地区との合併前からも含めて取手地区については多いというようなデータが残っている所以说ったものであります。

それと、マンションの清掃が原因であるんじゃないかということで各月ごとのデータということでありますので、これ手元にございませんで、議会終了後に各議員さんのほうに配付したいと思っております。

それと、ビジョンの目標92%から93%、当然、我々も高く目標を持つことはいいことでありますので、先ほど言いました漏水を減らすこと、また、水質管理のための放水等を減らす努力、これをいたしまして、できるだけ高い水準に持っていきたいように努力したいと思います。よろしくお願ひいたします。

椎塚俊裕 議長

答弁が終わりました。これで関戸 勇議員の質疑を終わります。

通告の順番に発言を許します。9番、伊藤悦子議員。

< 9番、伊藤悦子 議員 登壇 >

9番（伊藤悦子 議員）

日本共産党の伊藤悦子です。通告に従いまして質疑を行います。

議案第1号 平成25年度茨城県南水道企業団水道事業会計決算の認定及び欠損金の処理についてです。

一つ目です。政府債の利率が4%以上のものの取り扱いについてです。現在、利率が4.6%のものが1本、4.8%のものが1本、計2本あります。他のものは1.07%から2.45%となっています。この2本について、利率軽減に向けての対応についてお伺いをいたします。

二つ目に、平成25年度の純損失11億3,625万1,690円についてです。これは特別損失が多額になったためです。その要因について具体的に説明をお願いします。

三つ目です。38ページ、業務委託費の委託料1億7,241万1,348円についてです。一昨年より約1,810万円多くなっています。その理由について具体的な内容をご説明願います。

以上で、1回目の質問といたします。

椎塚俊裕 議長

答弁を求めます。藤原勘一事務所長。

< 藤原勘一 事務所長 登壇 >

藤原勘一 事務所長

伊藤議員のご質問にお答えいたします。

まず、政府債利率4%以上のものの取り扱いについてとのご質問であります。平成25年度に利率が4%以上の地方公共団体機構債1件3,261万3,000円を補償金免除繰上償還いたしました。今回の補償金免除繰上償還は、対象団体を特定被災地方公共団体等、対象資金を年利4%以上の旧公営企業金融公庫資金に限定して実施されたものであります。現在、企業債の中で利率が4%以上のものは、政府債の4.6%と4.8%の2件であり、償還期限は平成28年と29年となっております。

通常、繰上償還を行う場合は、借入団体が将来支払う予定の利息相当額の補償金を支払わなければなりません。しかし、当企業団は補償金免除での繰り上げ償還を望んでおり、これまでも政府債について補償金免除での繰上償還ができるように、日本水道協会、全国水道企業団協議会を通して国に要望をしております。今後についても、引き続き要望をしていきたいと考えております。

次に、平成25年度純損失11億3,625万2,000円についてであります。特別損失が多額となった要因については、いずれも固定資産に関するもので、地方公営企業会計制度の改正に向けた取り組みのため固定資産の整理を行った結果でございます。内容といたしましては、過年度損益修正損において計上もれ資産の過年度分減価償却費6億6,887万4,000円、その他特別損失として固定資産取得価格の減額は正11億8,624万5,000円、みなし償却していた資産の過年度分減価償却費3,360万1,000円でございます。

次に、業務費の委託料についてであります。平成24年度決算と平成25年度決算を比較しますと、平成24年度は1億5,430万6,210円、平成25年度は1億7,244万1,348円で、1,813万5,138円の増額となりました。

主な要因を申し上げますと、量水器検満交換委託料が、件数で9,707件、金額で1,613万2,449円増えたことによるものでございます。量水器の交換は、各年度によって加入件数に違いがあるため、年度ごとに取り替えの件数も違いが生じることになります。

もう一つの要因としましては、無届け使用や漏水等の異常を早期発見するために休止状態のところも量水器の検針を行っており、全戸検針を年2回から4回に増やしました。量水器検針事務委託料が、件数で2万7,222件、金額で253万4,078円増えたものであります。

以上であります。

椎塚俊裕 議長

答弁が終わりました。9番、伊藤悦子議員。

< 9番、伊藤悦子 議員 登壇 >

9番（伊藤悦子 議員）

2回目の質問をいたします。

25年度の純損失の特別損失についてです。会計制度の変更に伴って資産の整理を行ったということですが、計上もれなどもあったわけですが、今後このような特別損失はないと判断していいのでしょうか。その点についてお伺いをいたします。

椎塚俊裕 議長

答弁を求めます。野中治会計課長。

< 野中治 会計課長 登壇 >

野中治 会計課長

伊藤議員のご質問にお答えいたします。

今後このような特別損失はないと判断できますかについてでございますが、現在考えられる特別損失は、平成26年度の予算として全て計上してあります。

その内容といたしまして、過年度損益修正損においては過年度水道料金調定減70万円、その他特別損失においては制度改正移行初年度における貸倒引当金3,638万9,000円及び賞与引当金3,380万3,000円で、合計7,089万2,000円の特別損失を予定しております。

なお、特別損失における過年度水道料金調定減は毎年発生いたしますが、貸倒引当金、賞与引当金は移行初年度だけのものがございます。

以上でございます。

椎塚俊裕 議長

答弁が終わりました。これで伊藤悦子議員の質疑を終わります。

これで提出議案の質疑が全部終わりました。

討論

椎塚俊裕 議長

これから討論を行います。

まず、反対の方の発言を許します。

5番、鈴木かずみ議員。

< 5番 鈴木かずみ 議員 登壇 >

5番（鈴木かずみ 議員）

議案第1号、平成25年度県南水道事業会計決算に対する反対討論をします。

25年度決算状況は、給水人口24万2,996人、給水戸数は1,677戸増えて約10万戸、年間総給水量は約2,601万立方メートルで、前年度比約29万立方メートルの減となっています。

加入金は、ひたち野うしく、ゆめみ野地域等の世帯増加に伴い約2,000件増で約1億8,286万円の増、4億2,850万円となっています。このような状況の中で決算状況は11億3,625万1,690円の純損失となっています。今回は特別損失が過年度損益の修正等によって18億9,700万円も出たことが影響していると答弁がありました。

また、先ほど監査委員よりも、かなり経営は改善されている旨の報告もありましたが、水道事業の中でどうしても考えなければいけないのは、浄水費の25億5,316万円の負担は水道事業費用の36.6%を占めており、この負担の解消を少しでも軽くしない限り、企業団の経営、利用者の高い負担を変えることはできません。

また、今年度4月からの消費税8%への増税は、庶民の暮らしをじわじわと締めつけています。月に5万円程度の低年金で暮らさなければならない高齢者、特に女性の高齢者は長い間の賃金を含む男女差別の影響が大きく、低年金のもとに苦しい生活を余儀なくされています。1日500円でどうやって暮らそうかという深刻な相談を受けています。水道料金で言えば10立方メートルの基本料金はこれまで1,400円でしたが、8%となって4月から消費税も含めると1,512円となっています。この基本水量を使わない世帯にも無条件で徴収する現在の基本料金、水道料金の体系です。水は空気と同じく人の命をつなぐ大切なものです。公共の福祉という立場で水道事業においても弱者救済の立場を根底に事業を進めていただきたいと考え、10立方メートルの基本料金を実態に合った使用水量の負担に変えることを切に求めて反対討論とします。

委員各位のご賛同を心よりお願いいたします。

椎塚俊裕 議長

そのほかありませんか。

次に、賛成の方の発言を許します。

<発言する者なし>

椎塚俊裕 議長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

採決

椎塚俊裕 議長

これから議案第1号を採決いたします。この採決は起立によって行います。

議案第1号 平成25年度茨城県南水道企業団水道事業会計決算の認定及び欠損金の処分については、原案のとおり認定及び決定することに賛成の議員は起立願います。

<賛成者起立>

椎塚俊裕 議長

賛成多数です。したがって、議案第1号は原案のとおり認定及び可決いたしました。

ここで暫時休憩をいたします。再開は午後2時40分といたします。

休 憩 午後2時28分

再 開 午後2時39分

椎塚俊裕 議長

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

日程第4 一般質問

椎塚俊裕 議長

日程第4、一般質問を行います。

通告の順番に発言を許します。11番、関戸勇議員。

< 11番、関戸勇 議員 登壇 >

11番（関戸勇 議員）

日本共産党の関戸です。議案質疑のときに、最初に言えばよかったんですが、今年度第2回ですが、執行部のほうが入れかわっていますので、そういう意味では答弁も第1回のときと違う方が答弁するというので、そういう意味では新しく担当になられた方がたくさんいらっしゃると思います。どうぞよろしくをお願いします。

それでは、通告に従いまして質問をしたいと思います。

まずは、水道事業の危機管理マニュアルについてです。24年度に出されましたマニュアルですが、私も議員になったのがこのマニュアルが発行された後で、そういう意味ではマニュアル全体について質問をする機会がありませんでしたので、今回、この危機管理マニュアルについて質問をしたいと思いますというふうに思っています。

もとより広域行政ということで大きな地震などの際、単一の市町村で水道事業をやっている場合などは全体としての対応ができると、広域行政であるということから、なかなかほかの職員を回すといっても水道の職員しかいないということですから、なかなか大変な努力があるのかなというふうに思っています。

まず、最初は、このマニュアルですが、なかなかさまざまな角度からつくられているということで、こういうマニュアルは例えば新しい職員が入った場合など、どのように周知をされているのかなということをまず最初にお聞きしたいというふうに思います。それは、ご存じのように、予期できる災害と予期できない災害があるという点から、特にそういう意味ではここのところは大変大事なのかなというふうに思っております。

二つ目には、先ほど言ったように広域行政ということですから、そういう意味では各行政が行う総合防災訓練などでの水道復旧訓練とか、そういうものが行われているというふうに思いますが、独自の訓練というのは、どのような時期に、どのように取り組んでいる

のかと。机の上での訓練や実技を伴う訓練があるというふうに思いますが、大地震を想定したものなどについてどんな訓練をしているのかご説明いただければというふうに思います。

3番目には、昨年末に新たに首都直下型地震についての被害想定が見直されたのは既にご存じのとおりであります。そういう意味では、この危機管理マニュアルについての見直しなどはあるのかどうかということをお聞きしたいと思います。

この首都直下型地震に19タイプの地震が想定をされておりますけれども、特にこの地域で大きな被害につながるのは茨城県南部直下型地震、震度6強から7というふうに見直されております。この防災マニュアルでも、そういう意味では24年につくられたということもあって、被害想定を考える上での大地震の震度についても、また、地震の大きさ、マグニチュードについても見直しをされ新しく予想したことで、例えば震度については6強から7というふうに変更をしています。そういう点から見て例えばこのような地震が来た場合に、県南水道の水道施設の被害想定についてどのように見ているのかと。もちろん、このマニュアルの中で数字が示されていますけれども、改めてお聞かせいただきたいというふうに思います。

配水設備や給水管などの損傷で水道は大変大きな被害を受ける、そういう意味では3市1町という状況の中で、どこの地域で、どこが脆弱かなど、具体的な被害想定についてはどのような検討がされているか。数字上出ていますが、地図上といいますか、そういうものについてはどうなっているのかというふうにお聞きしたいと思います。

さて、大きな地震で東北太平洋沖地震ではマグニチュードは大きかったんですが、幸いにも震度6弱ということでした。そういう点では震度6弱と7では数十倍も大きな違いが、エネルギーの違いがあるということになります。そういう意味でいろいろ対応が必要なんです。2011年3月11日のあの地震では、飲料水、水についてどのような状況で対応できたのかと、どのように対応できたのかということをお聞きしたいというふうに思います。

さて、今年の6月、取手の市議会におきまして、防災問題、特に地震対策で水の問題での質疑がされました。その中で取手市の担当部長から、2011年3月11日のあの地震で取手市には給水車が来なかったと、何で来なかったかわかんないと、こういうふうに言われております。私は、そんなことはない、要請をされて、それについて行けない理由を説明しているはずだというふうに思っておりますけれども、どうもその理由がわからないと、そういう捉えられた答えでありました。改めて、当時、給水車が派遣できなかった理由についてお聞きしたいと。それどころじゃなかったと、こういう状況だったということがあるんじゃないかと思うので、そういう理由も含めて説明をされているのではないかと思いますので、改めて聞いておきたいというふうに思います。

実際に震度6強や7では道路も破損し給水車も動けません、動けないと思います。そういう意味では、やはり各行政での対応が重要になる。これが、広域行政が考える上で、や

はり各行政個々の対応が重要だというふうに思います。そういう点では構成団体の地域防災計画について大地震の際の水の対策など、どのように逆に県南水道として把握されているかお聞きしたいというふうに思います。

震度7の地震では、今言いましたように、道路も破損、水道管も破損、そういう意味では本当に給水問題というのが、水の問題というのが大きい問題になるというふうに思います。飲料水の確保については、耐震性の井戸の設置などが私はやっぱり重要なんだというふうに思っています。そういう意味では、この3市1町の中で、医療施設の場合はずっと整備をされていると思いますけれども、そうではなくて地域の集会場や公民館などで耐震性を兼ねた井戸などがどのくらいあるのかと、行政別に把握していたらお教えいただきたいと思います。

11番目の質問にまいります。そういう意味では先ほど言いました給水車の件ですが、現在3台だというふうに思いますが、四つの行政ということですから、やっぱり4台は必要なのかなと。これは地震ではないさまざまな災害で水の供給が断たれた場合などに必要かというふうに思いますが、今後増やす計画はあるのかどうかということをお聞きしたいというふうに思います。

大きな二つ目の質問についてです。

実は県南水道企業団が配布をしましたお知らせ、ごめんなさい、ちょっと持っている... (「持っております」と呼ぶ者あり) 失礼しました。今年の春に、このチラシをお配りしたというふうに思います。そういう意味では、これを見られた方から何だかよくわからないという声も聞きましたし、いろいろな声を聞いているわけですが、これを作成した目的は何なのかということをも改めて聞いておきたいと思います。それから、作成や配布にかかった経費はどのくらいかかっているのかと。最後に、効果はどのように把握しているのかと。この3点についてお聞きしたいと思います。

以上、よろしくお願いたします。

椎塚俊裕 議長

答弁を求めます。藤原勘一事務所長。

< 藤原勘一 事務所長 登壇 >

藤原勘一 事務所長

関戸議員のご質問にお答えいたします。

初めに、水道事業危機管理マニュアルについてのご質問ですが、まず、職員への周知については、毎年4月に、マニュアル中の応急復旧体制組織図を再編成しまして各自に配布しております。また、その際には、職員に配布してあるハンドブックを再確認してもらおうと同時に各自の所掌事務を再認識し、被害を想定した迅速な行動がとれるようにイメージをしておくよう促しております。

次に、独自の訓練については、構成市町が行っている地域防災訓練の参加のほかに、管

工事協同組合と合同で年に数回訓練を行っております。

次に、首都圏直下型地震についてのマニュアルの見直しについてであります。当企業団の危機管理マニュアルで十分対応できるものと考えております。

次に、茨城県南部直下型地震の水道施設の被害想定につきましては危機管理マニュアルにあるとおり、配水管路については約830件、配水池については2池、管理棟については2棟に被害が生じるものと想定をしております。

次に、どの地域が脆弱かとのことですが、危機管理マニュアル作成に当たって調査した結果、龍ヶ崎ニュータウン、牛久市、取手戸頭地区以外は全体的に軟弱地盤であるため、被害が出ると想定しております。被害想定については給水区域全体であり、軟弱地盤の地区だけを限定した想定はしていません。

次に、東日本大震災のときの対応とのことですが、3月11日午後2時46分地震発生後、速やかに災害対策本部を設置しまして、全職員、管工事協同組合、これが一丸となって早期復旧に向け行動したことで、近隣の事業体に比べていち早く復旧ができたものと自負しております。県の送水管の漏水が大きな原因であったわけですが、県の送水管の復旧についても、企業団給水区域内の漏水、これについてもいち早く業者を手配し復旧できたものと思っております。

また、給水活動についても、牛久配水場、ここ若柴配水場に張りつきまして、給水活動を少ない職員の中でできたものと思っております。

次に、取手市には給水車が来なかったとのことですが、要請があったかどうかについては記録が残っていないためちょっとわかりかねます。当時、企業団が保有している給水車は2台で、完全断水していた若柴配水場、それと、牛久配水場に給水車を配備しまして給水活動を行っていたものです。戸頭配水場、藤代配水場に関しては5時間の減圧運転ができたため、完全断水地区を優先して給水車を配備したためでございます。

次に、災害時に道路が破損し給水車が動けないときの対応とのことですが、平成24年に危機管理マニュアルを作成する際、構成市町と協議をして応急給水の役割分担を再確認しました。その内容につきましては、当企業団の主要業務は配水管の早期復旧に当たることとして、応急給水については構成市町の職員が当企業団と連携して行うという内容に見直しをいたしました。

次に、各行政の大震災の際の水対策についてどのように把握しているかとのことですが、構成市町の地域集会場や公民館の井戸施設の把握ですが、震災後、集会場や公民館に井戸を掘っているという話は聞いております。しかし、実際に、その数については把握をしておりません。また、耐震性を兼ねた井戸についても把握はしておりません。

最後に、給水車を増やし各行政に1台ずつ確保する必要があるのではとのことですが、平成25年度に1台増車し現在3台保有しておりますが、関戸議員のおっしゃるとおり、地震による甚大な災害が発生した場合は、到底、給水車による給水は不可能であり、

通常の使用頻度と維持管理を勘案しますと、各行政での対応が重要であり、現時点では増車についての考えはございません。

次に、当企業団が配布しましたお知らせについてのご質問であります。まず、チラシ作成及び配布にかかった経費についてであります。作成費用は、レイアウト委託料が税込で5万4,000円、紙代を含めた印刷代32万2,596円で、1枚当たり単価は2円90銭になります。配布費用については、委託検診員が毎月検針を行っておりますので、検針時にあわせて配布を行いました。その際の配布手数料は1件につき3円、配布総数10万858枚で配布料総額が31万9,000円となり、チラシ作成から配布までの総費用は69万6,000円でございます。総費用を総件数で割りますと1件当たりの単価は6円90銭となっております。

次に、効果はどのように把握しているかのご質問でございますが、一般の使用者に今回の制度改革をご理解いただくのは大変難しいと承知しておりましたので、できる限りわかりやすくするため専門家にレイアウトをお手伝いをいただき、会計的な専門用語を最小限とし、また、イラストを入れて要点を強調するなど工夫をいたしました。これについては会計基準の変更による計算上のものであり、経営の実態としての業績が改善することと違うという意味において、大半の方にご理解いただけたと認識しております。

また、チラシ配布後の問い合わせについては15件程度で、企業団の経営に問題が起きたのか、今後はどう影響してくるのかというような内容の問い合わせが大部分でございました。

次に、チラシ配布の目的は何かのご質問であります。総務省は、地方公営企業会計制度改革について、議会や住民への的確な説明が必要であることを指針の一つに掲げております。

住民生活に身近な公営企業としての水道事業を知ってもらう機会はなかなかございませんので、制度改革による当企業団の財務諸表の変化と実際の経営実態を知っていただくことを目的としたものでございます。

以上でございます。

椎塚俊裕 議長

答弁が終わりました。11番、関戸勇議員。

< 11番、関戸勇 議員 登壇 >

11番（関戸勇 議員）

2回目です。

給水車についてですが、地震などの場合は、先ほども答弁をいただいたように、給水車に対応できないというのは私もそう思います。しかし、そうでない災害では、やはり必要だというふうに思っています。そういう意味では、やはり給水車は4台確保する。やっぱりそこをきちっと持っていただいて、努力していただきたいというふうに思いますが、再度、お答えいただきたいと思っております。

それから、2011年の3月の地震のときに、要請されていたかどうかはわからないという答弁でした。取手の市議会では、そうではなくて、要するに要請しても来なかったというニュアンスでの答弁になっています。ですから、要請をしていなければ、それは来ません。当たり前の話です。しかし、そうではない。なぜ来なかったのかわからないというふうに捉えておりますので、そういう意味では、私は当然、そういう理由を事務局なりが答えているんだろうというふうに思いますので、そこを再度お尋ねしておきたいと思います。

最後ですが、そういう意味では、あの震災以降、本当に各行政で努力をして、やっぱり耐震性の井戸というのを確保に努めているんだろうというふうに思います。そういう意味では、ぜひ改めてこの4市町の行政別の把握をしていただきたいと、資料として調べていただければというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

椎塚俊裕 議長

答弁を求めます。細谷雄一経営企画課長。

< 細谷雄一 経営企画課長 登壇 >

細谷雄一 経営企画課長

初めまして、細谷と申します。関戸議員のご質問にお答えいたします。

まず最初に、給水車の4台、やはり各市町別に必要ではないかということでございますが、先ほど所長の答弁にありましたように、なかなか財政上、予算上、ちょっと厳しいものがあります。ですので、今の時点では、ちょっとお答えられないということでありまして、よろしくお願ひいたします。

次に、取手市のほうで要請がありました、その答えの説明もなかったということでございますが、こちら先ほど所長からありましたように、当時の非常にパニックした状態で、昼夜問わずの復旧体制を整えて、みんなで応急復旧に対応してましたので、ちょっとその記録もございませんし、ちょっとこれは何とも言えないということで、申しわけございません。

最後に、公共施設、各行政区で震災以降井戸が掘られているということでございますが、こちらの把握につきまして、私どもも応急給水につきましては優先順位をつけまして、震災弱者であるとか、そういった介護施設、もちろんそれは行うべきでありますので、そういった意味でも、そういった把握はしていくべきかと考えております。

以上でございます。

椎塚俊裕 議長

答弁が終わりました。これで関戸勇議員の質問を終わります。

通告の順番に発言を許します。9番、伊藤悦子議員。

< 9番、伊藤悦子 議員 登壇 >

9番(伊藤悦子 議員)

日本共産党の伊藤悦子です。通告に従いまして一般質問を行います。

初めに、水道料金引き下げについてです。

1点目に、ハッ場ダムの開発と水道料金への影響についてです。

ハッ場ダムは、民主党が政権をとった2009年に本体工事の中止を表明しましたが、11年12月、建設継続としました。現在、安倍政権が推し進める国土強靱化政策のもとで本体工事の入札が行われています。総事業費は約4,600億円で、ダム工事としては史上最高といわれています。これが将来水道料金にはね返ってくることとなります。現在、この入札について不正疑惑があると「しんぶん赤旗」で報道もされているところです。入札公告によりますと、入札参加資格は、入札期間中、指名停止を受けていないことと明記されています。ところが、5月2日から指名停止処分となっていた鹿島建設、大林組が5月2日の入札の技術対話に参加していたというものです。国交省関東地方整備局は調査中といいます。ハッ場ダムは、もともと水利にも治水にも役立たないと批判をされてきたところです。安全面の問題もあります。ダムに水をためた場合、周辺で地滑りの危険があるともいわれています。8月5日付の「毎日新聞」は、代替地整備にフッ素が環境基準の23倍の有害資材が使われ、その主成分は大同特殊鋼の鉄鋼スラブであると指摘もしています。入札不正疑惑まで浮上したハッ場ダム建設工事は即刻中止にすべきと考えますが、企業長の見解をお聞きいたします。

2点目です。浄水費の引き下げについてです。

5月に利用者に配布されました県南水道企業団からの大切なお知らせのチラシには、水道料金の値上げはしませんとありましたが、市民は高い水道料金を引き下げてほしい、これが切実な願いです。引き下げのためには、県から購入している浄水費の引き下げが求められるところです。事業費用の50%以上かかる浄水費の引き下げについて何度も取り上げているところです。水を買っています県の企業局の県南広域水道は黒字です。どのように受け止めているのでしょうか。

3点目です。契約水量を実態に合った水量にすることについてです。

県との契約水量と実際に市民が利用している水量との違いがあります。利根町が合流し、その差は縮小されていますが、その水量と浄水費は幾らになるのでしょうか。

二つ目の質問です。普及率の向上についてです。普及率は現在83.8%です。普及率を上げることは経営の安定化や水道料金の引き下げにつながると思います。

1点目です。構成市町村の普及率とその向上のための取り組みをお伺いをいたします。

2点目は、普及率の向上のため、管を布設しても、その加入が低ければ何もなりません。この加入促進の取り組みについてお伺いをいたします。

1回目の質問といたします。

椎塚俊裕 議長

答弁を求めます。藤原勘一事務所長。

< 藤原勘一 事務所長 登壇 >

藤原勘一 事務所長

伊藤議員のご質問にお答えいたします。

初めに、八ッ場ダムの開発と水道料金への影響についてであります。まず、入札不正疑惑については、透明性の観点からも指名停止業者を参加させるということは、国民の理解を得ることはできないものと考えております。

また、八ッ場ダムの建設再開については、国の政策であり、凍結期間には十分に議論、検証がされた上での継続決定なわけで、茨城県も、これに賛成の方向で進んできたわけがあります。

先ほど治水にも利水にも何のあれもないというようなご質問でありましたが、将来的な水の確保だけではなく、治水の観点から見れば、洪水調整機能が強く、利根川流域での洪水を軽減する役割もあります。また、利水の観点から言えば、取水制限を大幅に軽減することができます。さらに、水力発電としての活用も計画されているところでございます。

しかしながら、県南広域水道用水供給事業は十分に水が足りているわけで、将来的な水需要の減少傾向を考えても、八ッ場ダム建設の負担金やダム管理費、完成後の減価償却費の発生による大幅な費用の増加、また、茨城県企業局が計画している浄水場の改築工事や更新工事及び管路の耐震化等の費用、これらの費用増加が受水費に転嫁されることのないよう強く訴えていきたいと考えております。

次に、浄水費の引き下げについてであります。料金値下げの要望については、議会のたびに申し上げているとおり、毎年、企業団単独の要望書と県南広域受水団体連盟での要望書の提出を行っているところでございます。しかしながら、いまだ料金値下げに至ってはおりません。

今年も7月の8日に受水8団体が当企業団に集まりまして、要望書の提出について会議を行いました。企業長が代表で要望書を提出することに決定し、あわせて企業団単独の要望書も提出することにいたしました。

今年の企業団の要望書は、正副企業長と給水区域内の県議会議員5人の連名による要望書として、現在、日程調整をしているところでございます。

それと、県企業局の黒字が出ているのにとということのご質問で、2月の議会のときにも申し上げましたが、茨城県企業局の回答は、単年度黒字は維持できるが、平成34年度には2億円程度になり、長期的な見通しにおいては、今後、老朽化した施設の改築、更新に多額の費用が必要であり、将来の料金値上げにつながらないよう自己資金の活用を図る必要があるとし、平成26年度から平成28年度の期間を算定した結果、現行料金を3年間据え置くとの回答でありました。

次に、契約水量を実態に合った水量にすることについてでございます。現在の需給契約水量は9万375立方メートルであります。平成25年度の1日最大給水量は8万3,217立方

メートルであり、その差は7,158立方メートルで、金額にしますと月額で約924万円、年額で約1億1,000万円となっております。1日最大給水量から算出した水源余裕率は8.6%となり、決して余裕のある水量ではないことがご理解いただけることと思います。

次に、普及率向上の取り組みと加入促進についてであります。前年度と比較しますと1,677戸の伸びで、普及率83.9%、0.4ポイントの伸び率となりました。毎年6月の水道週間の期間中は、配水管が整備されていても加入者の少ない地域に職員が個別訪問をしまして加入促進を行っております。また、公共施設についても積極的に加入促進を行っているところでございます。

平成22年10月から実施しております水道加入促進を目的とした加入金の軽減措置についても、平成28年3月まで延長をいたしました。

今後につきましても、新設工事実施時における加入説明会や職員による個別訪問、ホームページ等におきましても加入促進のPRを実施してまいりたいと考えております。

以上でございます。

椎塚俊裕 議長

答弁が終わりました。9番、伊藤悦子議員。

< 9番、伊藤悦子 議員 登壇 >

9番（伊藤悦子 議員）

2回目の質問です。

ハツ場ダムのことについてです。県南水道企業団も、水のことについては将来的に余るんだということも認めているというような答弁だったと思います。それならばしっかりと中止をすべきであって、やはり不正がいわれているような入札行動、そういうことを絶対すべきではありませんし、そのようなことによっても工事費もますます上がるというようなことも考えられるわけですから、その点について、再度、お答えをお願いしたいと思います。

次です。契約水量の実態に合った水量にすることについてです。年間やはり経費として1億1,000万、その分を使っていない水を払っているわけですから、これについてもやはり実態に合わせた水量の契約が大事なんだというふうに思うところです。そうすれば、水道料金の引き下げにも、その分使えるようになるのではないかとというふうに考えていますので、その点について、再度、お答えをお願いいたします。

それと、普及率の向上のためには、多少は上がっているということでは理解をいたしました。

また、団体のところについては、去年よりも今年25年度決算では何社かが増えているところでは、努力をなさっているんだなということはわかりました。

しかし、先ほども言いましたように、管を布設しても、その加入が低ければ問題があるわけですから、特に公共施設については、加入されていないようなところは、どのような

取り組みが行われているのか、改めて、お答えをお願いしたいと思います。

以上です。

椎塚俊裕 議長

答弁を求めます。角田裕配水課長。

<角田裕 配水課長 登壇>

角田裕 配水課長

伊藤議員のご質問にお答えします。私の答弁するのは、契約水量を実態に合った水量にすることについてということで答弁させていただきます。

先ほど所長が申しましたとおり、平成25年度の1日最大給水量は8万3,217立方メートルとなっております。茨城県企業局との需給契約水量は9万375立方メートルで、この数量から1日最大給水量から算出して水源余裕率というものを出しますと8.6%ということになります。契約水量と1日最大給水量のこの差、これが7,158立方メートルあるんですが、これを五つの配水場に分けまして24時間の余裕水量として算出しますと、時間当たり約60立方メートルということになります。これは管理するほうからしますと1時間当たり60立方メートルというのは、物すごい少ない数字なわけなんです。ですから、余裕がある数字ではないということをご理解していただきたいと思います。それと、水質保全、それから、定期的な管洗浄、これに要します水量等を考慮しますと余裕水量はないということも、ここでも判断できるのではないかと思います。

当企業団としましては、伊藤議員がおっしゃるように、料金に関しての問題だと思うんですが、基本料金であります1,290円、それと使用料金として45円を支払っているわけなんです。この部分に関しまして引き下げをするように茨城県企業局に要望してまいりたいと思っております。

以上であります。

椎塚俊裕 議長

地湧喜順工務課長。

<地湧喜順 工務課長 登壇>

地湧喜順 工務課長

工務課の地湧と申します。よろしく申し上げます。

伊藤議員のご質問にお答えいたします。

公共施設への給水加入の取り組みということでございますが、県南水道の各市町の担当課を通じまして給水の加入をお願いするようにしております。

以上でございます。

椎塚俊裕 議長

藤原勘一事務所長。

<藤原勘一 事務所長 登壇>

藤原勘一 事務所長

伊藤議員のご質問の中のハッ場ダムの中止について、もう一度中止を求めるべきではないかというご質問についてであります。先ほども申し上げましたように、国の政策、また、茨城県が賛成して進めていることで、確かにうちは水は足りているし、今、配水課長の言ったように、現状であれば余裕のある水量ではないですけれども、1日最大給水量と比較すれば、ある程度足りているという形で、うちのハッ場ダムの中止はどうかというよりも、うちにその分が負担のかからないようにしていくことが重要でありまして、今なかなか要望だけでは料金も下がりませんが、やはり料金値下げのほうをもっと強くやっていくべきだろ思うんです。

それで、受水団体で集まって要望についての会議はしておりますけれども、今後の取り組みとしては、そういう要望の会議だけではなくて、やはり県受水の引き下げというのは県南広域受水団体の共通した課題でもありますので、広く意見を交換しながら、そういう会議の場を設けていきたいと。その中で、茨城県企業局に対して改めて、こちらの事情で要するに各末端事業者が財政が大変厳しくて困っているんだということも事実なんです。まずは県企業局のほうの黒字なんだというところから、実際、企業局のほうの財政の状況実態をやはり表に出してもらって、これが一番重要であると考えますので、茨城県企業局に対して平成26年度から28年度の基本料金及び使用料金を据え置くとしたその水価算出の試算に用いた経費とか水量について実績値に基づく検証をもう一回行ってもらって、29年度以降の水価算出に反映して使用料金を下げるようなことを要望していきたい。

また、既存の事業計画や将来の水道計画、これにお金のかかるということなんで、それに関しても過大な投資ではないのかゼロベースで見直しをしていただいてコスト削減を図っていただく、さらには適正な基本水量や料金水準を維持するための茨城県の企業局と受水団体の定期的な協議の場などを設置して、そこで決算とか予算に係る財務の情報等、そういう情報の提供とか報告、そういうことをしていただく、そのような要望をしていくことで料金値下げにつなげていきたいなと考えております。

以上であります。

椎塚俊裕 議長

答弁が終わりました。9番、伊藤悦子議員。

< 9番、伊藤悦子 議員 登壇 >

9番(伊藤悦子 議員)

ハッ場ダムの建設についてです。県全体でも人口も減り水道を使う水の量も減ることが明らかなわけですから、ぜひとも不正疑惑を起こすような、そういった物事の進め方、しかも、代替地については環境基準を超えたような有害物質が埋まっている、そういうような工事をしているということについては、やはり中止を求めていくべきだというふうに思っているところです。

最後の質問になりますけれども、契約水量のことについてです。五つの配水場に分ければ本当に余裕水量はないということですが、お水そのものは、別に契約水量を超えたからということについて、お水がとまっちゃうわけじゃないですよ。きちんとそれは取水できるわけですよ。しかも、今だって高い水道料金、どうしたらいいのかっていえば、使っていない分の水の料金を払う、このことについては市民からも本当にどういうことなんだってという疑問のところも言われているところです。そういったことも含めて、やはりこの契約水量、何としても実態に合ったものにすべきだと思いますが、そうした市民の意見も踏まえても、なおかつ、契約水量については手をつけないのかどうか。本当に自治体としての水道事業についてきちんと無駄がないところを行うということも大事だと思いますので、再度お答えをお願いします。

椎塚俊裕 議長

答弁を求めます。角田裕配水課長。

<角田裕 配水課長 登壇>

角田裕 配水課長

配水課の角田です。伊藤議員の3回目の質問にお答えします。

伊藤議員のおっしゃる契約水量9万375トン、これについても今後、実際の数字、我々で言う1日最大給水量、これに近づける、もしくはその水量で契約したほうがいいのではないか、そういうふうな契約にしたほうがいいというような提案だと思うんですが、我々もそういうふうにしていただければ物すごく助かるんですが、これも県のほうに、企業長を初め所長、次長がいろいろ交渉はしていると思うんですが、この件に関しては企業局からも回答がないというのが現実なんです。それで、ここで攻められないのであれば、先ほど申しました基本料金の1,290円、もしくは使用料金の45円分、ここを攻めていこうかなというようなことは所長のほうとも議論しているところなんで、一気に基本水量を減らすというのをしたいとは思いますが、これは県のほうにもまだ通知していない部分がありますので、これも検討しながら水量を減らすというふうな努力をしていきたいと思っておりますので、ご了解願いたいと思います。

以上であります。

椎塚俊裕 議長

答弁が終わりました。

これで伊藤悦子議員の質問を終わります。

通告の順番に発言を許します。5番、鈴木かずみ議員。

<5番、鈴木かずみ 議員 登壇>

5番(鈴木かずみ 議員)

初めに、県南水道企業団の経営状況について質問をします。

最初に、県全体から見てどのような経営状況の位置にこの企業団があるのかというよう

なことなんです、私たち県南水道事業についての審査等からさまざまな数値をもとに判断をしていくわけですけれども、県がどのように、県西、県北、県央、そして、県南に対しての水事業を行っているのかということを見きわめることが非常に大事なことかと思われれます。住民を守るために、県の言うことを鵜呑みにしないためにもです。県全体から見ますと県南広域は、ほかの広域に比べて経営状況はどうなのか。県は厳しいと言われている県西地域との合併をさせることによって県南地域の負担を増やすということも、以前、計画にありましたが、この計画も消えてはいないと思います。現在、あまり表立ってはいませんが、このような計画も水面下にはあると思われれます。県南企業団として、他の自治体、県全体との比較ができる数値があればお示しをいただきたいと思われれます。

次に、報告第3号における財政健全化法に係る公営企業会計の資金不足比率がマイナス76.65%で、大変良好な状態というふうにありますけれども、これをどう判断するのかという点です。公営企業は、そもそも、もうけを目的としたものではないと考えますので、財政健全化法による判断基準は、よほど経営状況が悪いような私立の病院とかバスの会社とか等々でなければプラスの数値は出てこないと思われれますが、まして、資金不足比率がマイナス76.65%といわれますと財政健全化比率から見れば大変良好な状況にあると判断される数値ではないかと思われれます。先ほどの監査委員の意見書の中にも、個別意見として自主的な資金不足比率は資金剰余額が発生しているので経営健全化基準の20%と比較すると良好な状態にあると認められるというような、そういうコメントも報告されているところです。そういう点におきまして、県南水道企業団の経営状況について、公営企業会計の資金不足比率についてどのように考えるのか、また、対前年比ではどうなのかということについて伺います。

次に、水道料金についてです。

料金体系の見直しについて。高齢者世帯を中心に基本料金まで使用しない、事実上使用しない水道料金を支払うという不公平感を助長するような体制があると考えているわけですが、この体制を今後とも維持する考えなのかどうか、県体系の評価についてどう見ているのか、また見直しについての考え方を伺います。

インターネットで全国の水道事業における規模別の家庭用10立方メートル当たりの水道料金の一覧というのがありまして、それを見ましたところ、県南水道企業団は給水人口が15万から30万人未満の事業のところ値するわけですが、22万人ですから。それに該当する同規模で全国で77の事業数があるわけですが、その中で水道料金がどうかということを見てみましたら、最も多いのが1,000円から1,100円で14事業です。次が、1,100円から1,200円で11事業、その次が、ぐっと安くなりまして900円から1,000円で10事業、その次に、県南水道企業団が入る1,300円から1,400円の枠が9事業となっているわけですが。この数値の中に県南水道が該当する9事業を除いて見ているわけですが、一番安い事業が400円から500円で1事業、最も高いところが2,100円から2,200円で1事業ということ

です。要するに県南水道より安い事業が、77のうち少なくとも54事業あるということがわかりました。高いところは14です。そういう意味では、やっぱり茨城県内だけで高い低いというような数字を見るのではなくて、やっぱり全国的に見てもこの茨城県南水道が高いということをやはり認識する必要があるのではないかと思います。この点について、どう考えるか伺いたいと思います。

それと、水道料金の使用量が10立方メートル以下の世帯数の把握と基本料金に限定した引き下げについての試算について伺います。

以上で1回目の質問を終わります。

椎塚俊裕 議長

答弁を求めます。亀田誠男次長。

< 亀田誠男 次長 登壇 >

亀田誠男 次長

次長の亀田です。鈴木議員のご質問にお答えをいたします。

まず、県南水道企業団の経営状況について県全体から見てどのような位置にあるのかというご質問なんですけれども、各水道事業体の経営状態につきましては、事業体の持っている給水人口、水源、これの規模またその形態に違いがあります。それ以外に、補助金、繰入金をどのくらい入れているか、これも大分差がございます。よって、一概に県内で比較して比べられるものではないということで、これについては比較はできません。

次に、公営企業会計の資金不足比率による経営状況、これは監査委員意見書にありましてとおり、良好な状態にあると意見をいただきましたところですが、これをどう判断するかですが、この資金不足比率は、公営企業の資金不足をその事業の規模である料金収入でもって出す一指標として、その経営状態のいわば悪化の度合いを示した一指標に過ぎません。いわば財政面、資金面の部分だけを取り上げた指標の一つであります。よって、今回、実質的な資金不足、これは流動資金のほうの現金預金、これが充実してまいった関係でいい数字になったということです。対前年に比べますと、対前年は資金不足比率マイナスの60%台でしたので、それに比べるとさらに資金面でしっかりできてきたということです。

次に、水道料金につきまして、料金体系の見直しについてであります。今後の事業計画や財政計画を見きわめながら、中期的な見通しを立てて、今、研究を始めております。他の全国の水道事業体、こちらの料金体系なども十分研究の材料にしながら立ち上げたところでございます。

次に、水道料金10立方以下の世帯数の把握ができていますか、それについての10立方以下の引き下げも可能なんですかというような質問ですが、平成26年7月分の家庭用の使用者の件数、これは7月現在で9万8,225件でございます。そのうちゼロトン、ゼロ立方から5立方以下の使用者は1万4,984件であります。6立方から10立方以下の使用者が1万

5,921件、合わせまして10立方以下の使用者は3万905件となっております。全体の31.5%を占めております。料金収入が伸び悩む中なんですけど、この基本水量5トン、基本料金を仮に料金を700円に下げた場合、約1億7,000万円の減収になります。

何回も言いますけれども、供給単価、原価割れ状態が続いております。経営的には、その損失分を加入金のほうで補てんをしながら経営している状態にあります。その加入金についても年々減少傾向、これが見込まれます。この基本水量については、水道事業運営に重要な役割、重要な財源となっております。当企業団には安心安全な水の供給に加え、今後は強靱で持続可能な経営、それを続けなければならないという責務がかかっておりますので、現状では引き下げは非常に厳しいと考えております。これについて以上であります。

料金の全国規模で77団体のお話がありました。77団体中の上のほうにあると、企業団よりは14団体と申したと思いますけれども、茨城県で比較しますと中段より下のほうの料金体系となっておりますので、特別高いんだということは思っておりません。ご理解を賜りたいと思います。

以上でございます。

椎塚俊裕 議長

答弁が終わりました。5番、鈴木かずみ議員。

< 5番、鈴木かずみ 議員 登壇 >

5番（鈴木かずみ 議員）

2回目の質問に入りますが、企業団の経営状況について角度を違って見てみますと、先ほど関戸議員が質問しました全戸に配布された企業団の発行のチラシについてはいろいろありましたけれども、そういう側面もあるとは思いますが、情報を知らせるといのはあると思いますけれども、私も、このチラシを見て非常に判断に戸惑ったわけなんですけど、私が2月議会に会計制度の移行について質問をした直後でしたので何のこと驚きまして、また、このチラシを見た住民からは、全く住民の水道料金の引き下げを要望する声に挑戦するような印象を受ける広報チラシではないかというようなご意見もいただいているわけです。要するに見せかけ上の利益である、厳しい経営状況である、それで、値上げはしないといいつつ、逆に言えば値下げはできないという住民に対して値下げの希望を事実上断念させるようなチラシではないかというふうにおっしゃる方もいらっしゃるわけで、したがって、全戸配布したことによる影響というのが世論操作に通じるものではないかというふうにおっしゃる方もいらっしゃるわけです。こういうチラシを、69万6,000円、税金を使ってやっていくという企業長のお得意とするところなんですけれども、牛久市でも。また、これだけのお金があったら水道料金を1円でも下げてほしいというのが住民の考えであると思いますが、その点についてどうでしょうか。

それから、水道料金についてですが、料金体系について研究を始められたということで、勉強会を始めるといことは一定の前進と判断をして大変評価をするものです。

ここで水道事業の年報を23年度版で見えますと、年報の46ページに、供給原価と給水原価の構成図が出ておりますけれども、1立方メートル当たりの水道料金の供給原価が206円12銭に対して給水原価が220円28銭となっているわけです。よく見れば、そのうちの52.8%、116円18銭が受水費が占めているわけです。つまり、県から購入する料金が半分以上も水道料金のもとになっているということで、この部分が下がらない限り、企業団の経営も根本的に改善されないし、高い水道料金を下げることもできない最大のネックであることはこれまでの質問と答弁の中でも明らかになっているわけですが、企業団や住民に対しての手かせ足かせになっている根本問題であるというふうに認識をしております。こうした県の手法に対して、受水団体として県に対して大いに異議を申し立てて県の手法を改善させなければならないということで、先ほどかなり具体的にいろいろ県に対して訴えをしていくというような伊藤議員の質問に対して所長の答弁もありましたけれども、また、今後のその活動、大変注視をしていきたいと思っているところです。さらに、具体的な考え等があれば答弁をいただきたいと思います。

それから、営業努力ということについてどうなのかということで質問をしたいと思えます。公共施設の加入促進ということで、もっと積極的に各自治体の協力を仰ぎながら検討するべきではないかというふうに考えるところです。過去においては、各自治体の一般財源から出し合ってこの県南水道の事業を支えた時代もあったと聞いております。現在、企業団の構成自治体において、それぞれの公共施設、管が布設されていても公共施設でもつないでいない公共施設もあると思われるわけですが、そうしたところは即刻つなぐなどの方策が考えられないのかどうか。

先ほどの答弁の中には、企業団のほうで各自治体に働きかけをしている、そういう答弁もありました。それに対して各自治体がどのように受け止めて検討しているのかということが問題だと思うんです。知らんぷりをしているのか、もっと努力を各自治体でも具体的に検討をしていく必要があるのではないかというふうに思うわけですが、公共施設の加入促進、もっと研究し、努力し、検討するべきではないかと思いますが、その考え方については企業長を初め各首長さんにお伺いをしたいと思いますが、各構成団体のほうではどのようにとらえていらっしゃるのでしょうか、お尋ねをいたします。

椎塚俊裕 議長

池邊勝幸企業長。

< 池邊勝幸 企業長 登壇 >

池邊勝幸 企業長

鈴木議員にお答えしますが、まず、この県南水道の議会でございますけれども、執行部側とすれば、今の県南水道企業団の客観的財政状況、そして、単年度、単年度の収支状況の実態というものをちゃんと素直に利用者の方に情報をわかりやすく提供する、これは至極当たり前のことであります。

その上で、要は今までの過去の県南水道企業団の経営がルーズだったということと、それと同時に、地方公営企業法に基づく会計処理基準というものが粉飾決算を是認する会計処理基準で法的に認められていたと、こういういいかげんな国の法律というものがあつた。そういうこともちゃんと有権者に伝えなくちゃなりません。その上で今回の特別損失というのが、要は粉飾決算に基づく決算処理を当たり前の処理でいわゆる直したわけです。

具体的に言いますと、投資に基づくいわゆる工事の発注をした価格に、プラス、県南水道企業団のその工事に関係している職員の人件費、年間約1億円、それを38年償却の資産に組み入れることを是認する会計処理基準というものが地方公営企業法にあつたわけでありまして、人件費は単年度の企業で言えば一般経費でございますので、年度、年度で、費用として計上されるのが当たり前でありますけれども、それを資産という形で費用を資産に計上して、その費用を38年で償却すると、人件費を38年かけて毎年の人件費を償却するという粉飾決算ですよ。この処理を法律で合法と認めるというか、そういう法律をつくってきた国自体が問題である。それを人件費相当部分というものを過去にさかのぼって資産から除去したと、これが8億円ちょっとある。

それと、あと、もう一つ、これは利根町の方を批判するわけでも何でもありませんが、資産台帳を全部整理する過程で、資産に計上されていなかった資産というものがあつたと。それを正式に計上して、そして、過去の減価償却を行った結果、6億から近いいわゆる資産の除去損というものが出てきたということでありまして、両方合わせて11、2億円というものが出たわけでありまして。

そういうものを踏まえて、今回、企業会計の中で処理基準としては適正化したはずなんですけれども、この後の26年度の決算においては、今度は逆に過去に水道のいわゆる開発行為で設置した水道の施設を県南水道に寄附するという行為をした資産について、それは今までは資本にいわゆる寄附したものと受贈財産という形で処理して、それを減価償却しながら、またその資産を運用して、結果として出た収益というものは改めて利益として計上する。ところが、それが寄附した資産を100%その場で利益として計上しろという今度は会計処理基準の変更が、今回とんでもないことが巻き込まれて入ってきているわけです。

それでやった場合に、完全に粉飾決算になりますよと、また別の。過去の粉飾決算の整理をして11億円を超える状況損というものが出て、本来の正しい財務諸表というものになつたところが、今度26年度からは逆に過去のいわゆる寄附を受けたものを100%利益に計上しろ。資産でありますから、あくまでそれを運用しなければ利益か逆に損益かわかりません。それを100%利益と計上しなさいというとんでもないまた粉飾決算の会計処理というものの基準というものが法律に、今度は悪い部分にまた再度入つたと。

そういう意味で、県南水道企業団の正しい財務諸表なりというものを利用者の方にちゃんと正しく理解していただくために、議員の皆さんに説明しただけでは全然通じませんの

で、ちゃんと民主主義と同じように有権者にも正しく現実を伝える。これは伝えることも私は非常に、特に共産党さんは何言っているんだかわかんないようなとんでもないこと言いますので、そういう事実関係をしっかりとお伝えをしております。

<「それはおかしい、発言撤回」と呼ぶ者あり>

池邊勝幸 企業長

全然撤回じゃありません。大赤字のものを黒字と言ったり、そういういいかげんな基準で物事を言うことで社会を混乱に陥る、そういう意味で非常に私は問題ありだというふうに捉えております。

ですから、ちゃんと法的にのっつた形と同時に、その法律が国の法律の中で非常に企業会計継続からして、いわゆる有権者なりの当たり前の損益という基準から外れたとんでもない粉飾処理の基準をその法律の中に持ち込んだようなものに対しては、はっきりと有権者に伝えて、そして、正しい企業会計の認識というものを深めていただかなくちゃならない。そうしなければ実態を踏まえた議論ができない。そういうことでありますので、このチラシ等についても、そのようにさせていただいているということでもあります。

そういう客観的な状況を踏まえた中で、議員の皆様においても正しい判断をしていただきたいというふうに考えているわけであります。

椎塚俊裕 議長

細谷雄一 経営企画課長。

<細谷雄一 経営企画課長 登壇>

細谷雄一 経営企画課長

鈴木議員のご質問にお答えします。

ただいま企業長のほうからもございましたように、こちらのチラシの件につきましては、それで以上です。

次に、受水費、こちらの公共施設への加入取り組みということでございますが、こちらは普及率向上の取り組みとしまして、先ほど伊藤議員への答弁にありましたように、未加入者を含め未加入の公共施設に対しても積極的に促進に努めてまいりたいと考えております。

受水費の引き下げの取り組みであります。受水8団体及び企業団単独でも値下げ要望を今後も継続して取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

椎塚俊裕 議長

答弁が終わりました。5番、鈴木かずみ議員。

<5番、鈴木かずみ 議員 登壇>

5番(鈴木かずみ 議員)

各公共施設に対しての接続を企業団のほうでは要望しているわけですが、各自治

体でどのようにそれを受け止めているのかということで質問をしたわけなんです、その点が答弁が抜けております。

椎塚俊裕 議長

池邊勝幸企業長。

<池邊勝幸 企業長 登壇>

池邊勝幸 企業長

県南水道企業団は独立採算性であります。しかし、創立以来の過去の経緯の中において、私が議員になったばかりのころだと思っておりますので、約25年くらい前だと思っておりますけれども、その当時、各3市で30億円くらいの金を県南水道企業団に資金繰り相当のものとして贈与したという経緯はあります。金額は正確じゃありませんけれども、牛久だけでも10億は出したと思っております。その程度のもはみんなそれぞれ3市で、いわゆる創業時の赤字、初めから単独で黒字なんてありっこありません。それだけの黒字体制にまで持っていくためには、それだけ金がかかるわけでありまして、創業時というのは大体5年、10年、大赤字こくのが普通でございますので、そういうものの資金的援助というものは3市でしたという経緯があるわけであります。

あと、各3市で、それぞれ公共施設について、全て県南水道企業団の水を使うようにということは簡単にはできません。なぜかという、それぞれの市町において採算性というものあるわけで、いわゆる間接的に大赤字でも……牛久なんかはそうなんですけれども、学校等では水道を使うものは使っておりますけれども、それ以外のプールの水まで県南水道の水を使えば大赤字になります。ですから、地下水をちゃんと掘って使うというような形で、それぞれの市町において、それぞれの今度はまた各自治体の経営上の収支を合わせなくちゃならないという苦労があるわけで、県南水道が少し苦しいからといって簡単に各市でもって大赤字でもいいからそっちで税金で負担して高い水を使ってくれというわけにいきません。

お互いにそれぞれ真剣な努力をしなくちゃならないということでありまして、ですから、県南水道企業団の所長以下、職員に対しても、自助努力をなさいと。それを着実に今実行しているわけであります。そのために、過去のいわゆる資産等の会計処理について粉飾処理をしておったわけですが、それとは別に、それはそれとしてはっきりとさせた整理した上で、単年度の収支については着実な努力をさせてまいってきておりますので、単年度収支については黒字化をしていっていると。その収支でもって過去の赤字の穴埋めを今着実にしようとしてきていると、こういう企業としての努力というものをちゃんと理解していただかなくちゃ困るということでございます。

以上です。

椎塚俊裕 議長

答弁が終わりました。5番、鈴木かずみ議員。

< 5 番、鈴木かずみ 議員 登壇 >

5 番 (鈴木かずみ 議員)

営業努力ということで、公共施設に対してということで、それぞれの確かに事情はおありだと思いますけれども、まるっきりだめということでなく少しでもその努力を検討するということで、今後、各市長さんにその点を受け止めていただいて、努力をしていただきたいというふうに要望をいたします。

それから、ただいま企業長の発言の中に共産党ということの名指しで一部攻撃するような発言がありましたので、その部分については撤回を要望いたします。

椎塚俊裕 議長

これで鈴木かずみ議員の質問を終わります。

以上で通告された一般質問が全部終わりました。これで一般質問を終わります。

椎塚俊裕 議長

以上で今定例会に付議されました日程は全部終了しました。

平成26年第2回茨城県南水道企業団議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

午後4時3分 閉 会

会議規則第 97 条の規定によりこの会議録を調製せしめ署名する。

平成 年 月 日

茨城県南水道企業団議会

議長

会議録署名議員

議員 9 番

議員 10 番